

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年5月17日（平成28年（行情）諮問第377号）

答申日：平成28年9月9日（平成28年度（行情）答申第309号）

事件名：税理士懲戒処分通知書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成27年6月9日付け官税266「税理士懲戒処分通知書」及び同日付け官税271「税理士懲戒処分通知書」（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年1月25日付け官税1-1により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 違反した税理士法の条項を明らかにしなかったことは違法であること
通知弁護士が違反した条項が黒塗りになっており、税理士法46条抵触のみが示され、いかなる税理士法の条項に抵触したのか示されていないが、条項を示しても特段支障はないものと考えるので、開示するよう求める。

(2) 他の士業の場合、処分の理由が一定程度公開されており、税理士のみ非公開とすることは不合理であること

弁護士等の各士業においては処分の根拠が示されており、税理士であるということで全て非公開となることは、弁護士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、司法書士などの、同様の事務（法律サービス業務）を営む事業者間において懲戒事由の公表が行われていることとのバランスに鑑み、当該バランスを著しく欠くことは明らかであるため、一定の範囲内で開示するよう求める。

国税庁側は、懲戒事由について、全ての案件において明らかにしていない。しかし、行政上支障のない範囲で公開することは十分可能である。

税理士の処分については、法5条1号ただし書イにいう「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるのである

が、これについて、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること、又は、公にすることが予定されていることをもって足りるのであり、「公にすることが予定されている情報」には、公表に係る具体的な計画がなくとも、それと同種の情報が公にされており、当該情報のみ公にしない合理的な理由がない場合など、当該情報の性質上通例公にされているものも含まれる。

税理士は、他の法律サービスに当たる弁理士、弁護士、行政書士、司法書士等と比較して、その業務内容、有資格者による業務の独占、弁護士業務に含まれるものとして扱われている国があるなど、おおむね共通、類似しており、弁護士、弁理士、社会保険労務士、行政書士、司法書士等については、処分の懲戒事由が公開されていることに鑑みても、それらと共通性・類似性があり、社会的に見ても、それらと同種の職業に当たることが明らかな税理士について、懲戒処分の公表についてのみ異なる取扱いをする合理的な理由を見いだせない。よって、税理士の懲戒事由は公にすることが予定されている情報に該当するものと考えられる。

一方で、国税庁は、これを公開すると、特殊な税知識を悪用したケースなどを中心として同様の手口がまねされるおそれがあるなどと主張するようであるが、税理士が懲戒になる理由は多種多様であり、例えば飲酒運転による事故を起こして業務停止になるような場合も存するが、これも概括的に税理士であるということで全てが非公開とされてしまうことになるのである。したがって、これまでは支障が何もなくても、税理士というだけで全て非公開にされてきてはいた。

他方、柔道整復師に対する行政処分の情報公開をめぐる答申例である平成15年（行情）答申第499号において、審査会は、「柔道整復師は、医師等と同様、医療関係の専門職種であって、その職務の性質から、程度の差こそあれ人の健康に直接影響を与える立場にあり、本質的に医師等と同様の職種と解すべき」、「また、人の健康への影響の度合いの差はあり得るものの、このような同様の職種において、行政処分に際して、一方は氏名等の公表を行い、他方は公表を行わないということは著しく公平性を欠くばかりでなく、かかる区別をする合理的理由は見出し難いなどとしているのである。

この点、税理士は、法律関係の専門職種であり、職務の性質としていえば、依頼者等から相談に応じて、書面を作成し、税務官庁に提出することにより報酬を受領するという点があり、弁理士においても、依頼者から報酬を受けて、特許等の知的財産権に関わる書面の作成を行い、特許庁に提出するという点があり、作成書類の内容等についての差異はあるものの、業務内容自体は、法手続についての専門的な知見に基づきサービスを提供するという業務に当たるものとされているのである。ここ

では、税理士と弁理士を比較したが、特定分野の行政手続を代行する業種というくくりでいえば、税務を扱う税理士，知財を扱う弁理士，登記を扱う司法書士，社会保険を扱う社労士等において共通する点があるし、特定分野に限定しない行政手続を代行する職種として行政書士がある。弁理士，司法書士，社労士，行政書士についていえば、懲戒に至った理由は明らかにされているのである。

対外関係において、税理士はいかに整理されているであろうか。例えば、GATS（UR）において、日本の約束内容としては、自由職業サービスに従事する自然人として、「弁護士・外国法事務弁護士・弁理士・海事代理士・公認会計士・税理士」として各士業に並んで税理士が規定されており、自由職業サービスとして税理士が他士業と併せてくくられている。このように、他士業と併せてくくられている国際約束としては、シンガポール，マレーシア，フィリピン，タイ，ブルネイ，インドネシア，ベトナム，スイス，インド，オーストラリア等とのEPAにおいても同様である。他の士業と併せて税理士が扱われる傾向は、長期に及んでおり、特に変化もしていない。したがって、日本政府の認識としては、税理士という職業は、他の士業と同様に、公私の機関との、個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者であるというものであって、その職務の根幹は、他の士業と共通するものと理解されているのである。

したがって、過去の柔整師に係る答申例と比較しても、税理士のみを他の士業と区別し、懲戒処分となった経緯について一律に全て非公開とすることには合理的な根拠を認めることは到底できないものと言わざるを得ない。

そうであれば、本件の処分は取り消されるべきものであるから、異議を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件開示請求は、処分庁に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

2 原処分について

処分庁は、平成28年1月25日付け官税1-1により、本件対象文書の一部については、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報に該当するとして、法9条1項の規定に基づき一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分において不開示とした部分（別紙に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

3 不開示情報該当性等について

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書は、2013年9月30日以降に税理士懲戒処分等事務取扱規定（昭和57年7月8日大蔵省訓令特第13号）14条2項の規定に基づき懲戒処分を受けた通知弁護士に対する「税理士懲戒処分通知書」である。

なお、通知弁護士とは、税理士登録を行わず、所属する弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる弁護士をいう（税理士法51条）。

イ 本件対象文書は、特定の通知弁護士に対する懲戒処分の内容、処分の理由となった具体的な税理士法違反行為及び当該処分に係る手続等に関する情報が記載されているものである。

本件対象文書に記載された内容の公表に関しては、税理士法48条において「懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。」としており、これに基づき、根拠条文、処分期間、氏名、生年月日、税理士名簿登録番号、事務所及び住所に限り官報における公告及び国税庁のウェブサイトにおける公表を行っている。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

(ア) 法5条1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

(イ) 本件不開示部分には、特定の通知弁護士に対する懲戒処分の内容、処分の理由となった具体的な税理士法違反行為及び当該処分に係る手続等に関する情報が記載され、本件対象文書には通知弁護士の氏名を含むことから、本件不開示部分は、全体として、特定の個人を識別することができるものである。

(ウ) また、本件不開示部分は、官報及び国税庁のウェブサイトのいずれにおいても公表事項とされていない情報であることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も認められない。

(エ) 以上のことから、本件不開示部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条6号柱書き該当性

(ア) 法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示情報と規定している。

(イ) 本件対象文書は、懲戒処分を受けた通知弁護士に対して通知するものであり、本件不開示部分は、一般に公表されることのない情報である。

仮に本件不開示部分が一部でも明らかになると、具体的に記載された違反行為や該当事実を逆手にとる税理士法違反行為を助長するおそれがあるなど、今後、税理士業務の適正な運営の確保を図るといふ国税庁の任務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件不開示部分は法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも上記3の判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分については、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ①平成28年5月17日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③同年6月2日 | 審議 |
| ④同年8月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤同年9月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成25年9月30日以降に懲戒処分を受けた2名の特定の通知弁護士に対する「税理士懲戒処分通知書」である。

処分庁は、本件対象文書の一部（本件不開示部分）を法5条1号及び6号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分を取り消して本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 税理士等の懲戒処分の公表について

ア 税理士等の懲戒処分の公表について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりである。

税理士法48条は、「財務大臣は、第45条又は第46条の規定により懲戒処分をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。」と規定しており、税理士等に対し懲戒処分を行った場合には、当該規定に基づき、懲戒処分の根拠規定及び内容、氏名、生年月日、名簿登録番号並びに事務所及び住所を官報により公告するとともに、税理士業務を行うことを停止され又は禁止された期間中、同様の内容を国税庁のウェブサイトに掲載している。

これは、社会一般に懲戒処分のあったことを周知することにより、委嘱者である納税者が不測の損害を被ることを防止しようとする趣旨によるものである。

イ 諮問庁から、本件対象文書に記載の通知弁護士2名に係る懲戒処分につき、官報及び国税庁のウェブサイトに掲載した内容並びに税理士法48条の逐条解説の提出を受け、当審査会において確認したところ、それらの内容は、上記アの諮問庁の説明のとおりであると認められた。

また、官報により公告された内容は、税理士法48条の規定のとおり、同法45条又は46条の規定により懲戒処分をした旨を表す内容であり、当該内容は当該規定に則したものと認められる。

(2) 本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、特定の通知弁護士に対する懲戒処分の理由となった具体的な税理士法違反行為の内容、違反した税理士法の条項及び当該処分に係る手続に関連する情報が記載されているものと認められる。

ア 法5条1号該当性について

本件対象文書は、特定の通知弁護士の氏名を含むことから、本件不開示部分は全体として、法5条1号本文前段の個人識別情報に該当するものと認められる。

なお、本件対象文書には、通知弁護士に対する懲戒処分に係る情報が記載されていることから、当該情報は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として、法5条1号ではなく、同条2号に該当するとも考え得る。しかし、通知弁護士に対する懲戒処分は、個人に対する制裁として科されたものであって、当該個人の名誉や人格に直接関わる懲戒処分に関する情報については、法の立法趣旨に照らしても、同号の法人等に関する情報と同様の判断基準によるべきものということとはできず、個人情報として、同条1号の規定に基づきその開示、不開示が判断されるべきものである（平成26年度（行

情) 答申第 2 2 3 号)。

イ 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分に記載されている情報は、上記アのとおり、法 5 条 1 号本文前段の個人識別情報と認められることから、以下、同号ただし書該当性等について検討する。

官報による公告の内容及び国税庁のウェブサイトの掲載内容は、上記(1)アの諮問庁の説明のとおりであることが認められ、本件不開示部分は、官報及びウェブサイトのいずれにおいても、そもそも公表事項とされていないことから、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、法 5 条 1 号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

そして、当該部分については、個人識別部分である氏名が開示されていることから部分開示の余地はない。

したがって、当該部分については、法 5 条 1 号の不開示情報に該当するため、同条 6 号柱書きについて検討するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条 1 号に該当すると認められるので、同条 6 号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件不開示部分）

文書の名称	不開示部分	不開示理由
平成27年6月9日 付官税266「税理 士懲戒処分通知書」	1枚目の8行目の一部及び9行目	法5条1号
	1枚目の12行目ないし25行目， 2枚目の全部，4枚目の2行目，3 行目及び4行目の一部並びに5行目 ないし8行目	法5条1号及 び6号柱書き
平成27年6月9日 付官税271「税理 士懲戒処分通知書」	1枚目の10行目の一部	法5条1号
	1枚目の11行目ないし17行目	法5条1号及 び6号柱書き

（注）表中の行数の数は，空白行は行数に数えない。